

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社とは、契約によって、その株式の譲渡を制限していない株式会社をいう。
2. 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上の株式会社は、大会社になる。
3. 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意や悪意を問わず、すべての第三者に対抗することができない。
4. 旧有限会社法の規定上の旧有限会社は、持分会社として存続するものとされている。
5. 種類株式発行会社とは、新株予約権や新株予約権付社債を発行する株式会社をいう。

第2問 株式又は株主等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、発行する新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができる。
2. 公開会社でない株式会社は、会社法105条1項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
3. 株式会社は、発行する株式を引き受ける者の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、募集事項等を通知しなければならない。
4. 公開会社において支配株主の異動をもたらす募集株式の特定引受人への割当てについては、一定の場合、原則として株主総会の決議による承認を受けなければならない。
5. 最高裁判所の判例によれば、仮装払込みであっても、株式の払込みとしての効力は有効である。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社でない株式会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
2. 取締役会設置会社において株主が株主総会の議題を提案する権利は、単独株主権である。
3. 取締役は、電子投票によりうる旨を定めた場合には、株主総会の招集通知に際して、務省令で定めるところにより、株主総会参考書類を交付しなければならない。
4. 株主総会の決議取消しの訴えに係る請求を認容する判決は、第三者に対しては効力を有しない。
5. 株式会社の債権者が、株主総会の議事録を閲覧するには、裁判所の許可を要する。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 公開会社でない株式会社は、会計参与を置かなければならない。
2. 取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。
3. 大会社においては、会計監査人を設置しなければならない。
4. 監査等委員会設置会社は、取締役会を置かなければならない。
5. 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除き、取締役会設置会社は、原則として公開会社では監査役を置かなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社においては、常に複数の取締役を置かなければならない。
2. 指名委員会等設置会社の取締役は、当該会社の使用人を兼ねることができる。
3. 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。
4. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社では株主全員の合意があっても、取締役と会社との間の利益相反取引については、別に取締役会の承認を要する。
5. 公開会社でない株式会社において株主が役員解任の訴えを提起するためには、6か月前から引き続き当該株式会社の株式を有していなければならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 最高裁判所の判例によれば、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効である。
2. 株主には、取締役会の議事録を閲覧又は謄写を請求することは一切許されていない。
3. 取締役会は、原則として各取締役が招集する。
4. 取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任の決定を取締役に委任することができない。
5. 一定の要件を満たせば、取締役等による取締役会への報告は省略できる。

第7問 監査役又は会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 監査役は、公認会計士又は弁護士の資格を有していなければならない。
2. 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、取締役会の決議によって定める。
3. 監査役会の決議は、全員一致で行わなければならない。
4. 監査役会は、監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定を行う。
5. 会計監査人は、常に定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
2. 連結計算書類は、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。
3. 剰余金の配当には、配当財産を金銭以外とする配当も認められている。
4. 会計監査人設置会社は、法定の要件を満たす場合、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる。
5. 株式会社が社債を発行するには、株主総会の特別決議を要する。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社を設立する際には、検査役による調査が常に必要になる。
2. 持分会社の無限責任社員には、善管注意義務が課されている。
3. 持分会社の社員が重要な義務を尽くさない場合でも、除名を請求することはできない。
4. 合同会社による社員に対する利益の配当は、制限されている。
5. 持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の同意によって、定款の変更をすることができる。

第10問 会社の組織再編である会社の合併について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 合名会社は、合資会社と合併することができる。
2. 合併では契約によって、会社の一部に限定して他社に承継させることもできる。
3. 下級審の判例によれば、合併比率の不当又は不公正ということ自体は合併無効事由になるものではない。
4. 合併対価として、親会社の株式を用いた、いわゆる三角合併も認められている。
5. 吸収合併に対し、消滅株式会社の株主が法定の要件のもとで、差止めを請求することも可能である。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、（ ）を置かなければならない。

1. 社外取締役
2. 会計参与
3. 監査委員会
4. 指名委員会
5. 報酬委員会

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に（ ）を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

1. 2分の1
2. 3分の1
3. 5分の1
4. 10分の1
5. 20分の1

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に（ ）が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

1. 著しい損害
2. 確定した損失
3. 予測不能な損害
4. 回復することができない損害
5. 一定の損害

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査等委員会設置会社の（ ）は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定しなければならない。

1. 監査等委員会
2. 指名委員会
3. 取締役会
4. 監査委員会
5. 監査役会

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

売渡株式等の取得の無効の訴えについては、（ ）を被告とする。

1. 対象会社
2. 対象会社の取締役
3. 売渡新株予約権者
4. 売渡株主
5. 特別支配株主

以 上

【民事訴訟法】

問1～10 [配点：各1点]

以下の各問いについて、内容が正しい場合には「1」を、誤っている場合には「2」を、それぞれ解答しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1 相続権の存否の確認を求める訴えは、家庭裁判所の職分管轄に属しない。

問2 会社の設立無効は、訴えをもってのみ主張することができるものであるから、会社設立無効の訴えは、形成の訴えである。

問3 訴状の記載から請求に理由がないことが明らかな場合には、裁判長は、口頭弁論を経ないで、請求棄却判決をすることができる。

問4 弁論準備手続では、争点および証拠の整理を行うために必要であれば、その限度で人証の取調べをすることができる。

問5 公務員が公務上の会議議事録とは別に自らの備忘録として作成する文書は、組織的に用いられる可能性があったとしても、自己使用文書にあたり、文書提出義務が認められない。

問6 借地契約の終了に基づき建物取去土地明渡しを請求する訴訟において、被告が建物買取請求権を行使したとき、裁判所は、被告に建物退去土地明渡しを命じる判決をすることができる。

問7 期限未到来を理由として給付請求を棄却した判決が確定した場合でも、敗訴原告が基準時後の期限の到来を主張して再訴をなすことは妨げられない。

問8 貸金債務不存在確認の訴えに対して、当該債務の支払いを求める訴えが反訴として提起された場合には、上記貸金債務不存在確認の訴えに係る確認の利益はなくなる。

問9 中間判決に対しては独立して控訴ができるが、上告や上告受理申立てはできない。

問10 控訴の取下げは、控訴審の終局判決言渡後は許されない。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 管轄に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 事件について管轄権を有する簡易裁判所は、当事者の申立ておよび相手方の同意があるときは、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることにならない限り、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送しなければならない。
- 2 債権者が主債務者および連帯保証人に対する各請求を 1 つの訴えで行う場合、裁判所が、主債務者に対する訴訟の管轄権を有していれば、連帯保証人に対する訴訟の管轄権を有していなくても、債権者は、当該裁判所に各請求を提訴することができる。
- 3 裁判所の管轄は、訴え提起時を標準として定められる。
- 4 法令に専属管轄の定めがある場合であっても、専属管轄権を有する裁判所以外の第 1 審裁判所において、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで、本案について弁論をした場合には、原則として、当該裁判所に管轄権が認められる。
- 5 訴えが高等裁判所に提起された場合、高等裁判所は、申立てによりまたは職権で、第 1 審の管轄権を有する裁判所に事件を移送する。

問 12 当事者適格に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 遺言の執行として受遺者に対し遺贈による所有権移転登記がなされている場合において、相続人が当該所有権移転登記抹消登記手続を求める訴えを提起するときは、遺言執行者を被告とすべきである。
- 2 当事者適格のない者に対してなされた判決は、訴訟を終了させる効果はない。
- 3 民法上の組合において、組合規約に基づいて業務執行組合員に、自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を進行する権限が授与されている場合には、当該組合員は、特段の事情がない限り、組合財産に関する訴訟の当事者適格を有する。
- 4 訴訟提起前の紛争の過程で相手方と交渉を行い、紛争原因の除去につき持続的に重要な役割を果たしている第三者は、かかる交渉により生じた紛争管理権に基づき当事者適格を取得することができる。
- 5 株式会社の支配人は、当該株式会社のために、その地位に基づき、当然に、その事業に関する訴訟の当事者適格を有する。

問 13 訴えの利益に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例に照らして正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 物の給付を請求しうる債権者が、本来の給付の請求と、執行不能の場合の履行に代わる損害賠償請求とを 1 つの訴えとする場合、後者の請求については訴えの利益が認められない。

- 2 遺産確認の訴えは、ある財産が遺産に属するかどうかという事実の確認を求めるものであり、現在の権利または法律関係の確認を求めるものではないから、確認の利益は認められない。
- 3 遺言者死亡後に提起された遺言無効確認の訴えは、現在の権利または法律関係の確認を求めるものではないから、確認の利益は認められない。
- 4 自らの戸籍に日本国籍離脱及び回復に関する記載のある者が、日本人を父として出生したことの確認を求める訴えは、過去の事実の確認を求めるものであるから、訴えの利益は認められない。
- 5 特定の財産が特別受益財産であることの確認を求める訴えは、現在の権利関係の確認を求めるものではなく、また、相続分又は遺留分をめぐる紛争を直接かつ抜本的に解決するものではないから、確認の利益は認められない。

問 14 口頭弁論の原則に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 受命裁判官による証拠調べが行われた場合には、口頭弁論においてその結果が陳述されない限り、裁判所は、その証拠調べの結果を裁判の資料とすることはできない。
- 2 当事者は、相手方当事者が在廷していない場合であっても、相手方当事者に送達された準備書面または相手方当事者から受領書面が提出された準備書面に記載した事実であれば、主張することができる。
- 3 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがある場合でも、判決の言渡しを非公開の法廷ですることとはできない。
- 4 控訴審において、第1審で尋問した証人について、当事者がさらに尋問の申出をした場合、控訴裁判所は、その尋問をしなければならない。
- 5 上告審では、当事者は、原審における口頭弁論の結果を陳述する必要はない。

問 15 証拠調べの手續に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 当事者は、鑑定人を指定する権限を有する。
- 2 証拠の申出は、裁判所に対する訴訟行為であるから、口頭弁論期日または弁論準備手續においてしなければならない。
- 3 原告からの申立てに基づき、第三者の所持する文書について文書提出命令が発令された場合には、被告は即時抗告をすることはできない。
- 4 文書提出命令の申立てが、証拠調べの必要性を欠くことを理由に却下された場合には、申立人は即時抗告をすることができる。
- 5 自分の申し出た証人の証言が相手方に有利なものであった場合、証人尋問が終了するまでは、相手方の同意がなくても当該証人尋問の申出を撤回することができる。

問 16 既判力に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 X の Y に対する土地所有権に基づく移転登記手続請求の認容判決が確定した後、Y が、X に対して提起した所有権確認訴訟において、当該土地につき Y の所有権を主張することは前訴判決の既判力に抵触する。
- 2 X の Y に対する貸金返還請求の認容判決が確定した後、当該確定判決に対する請求異議の訴えにおいて、Y が当該消費貸借契約につき詐欺取消しを主張することは前訴判決の既判力に抵触する。
- 3 債権の一部であることを明示した X の Y に対する売買代金請求の全部認容判決が確定した後、X が Y に対して残部について売買代金請求訴訟を提起することは前訴判決の既判力に抵触しない。
- 4 X の主債務者 Y に対する貸金返還請求の認容判決が確定した後、X が提起した保証人 Z に対する保証債務履行請求訴訟において、Z が前訴の基準時前に Y が弁済したという事実を主張することは前訴判決の既判力に抵触しない。
- 5 X が通謀虚偽表示によって土地の所有権移転登記を経由した Y に対して真正な名義回復のための移転登記手続請求訴訟を提起し、判決が確定した後、Z は、Y から善意で当該土地を譲り受けて移転登記を経由した。その後、X が提起した Z に対する移転登記手続請求訴訟において、Z が通謀虚偽表示における善意の第三者であることを主張することは、前訴判決の既判力に抵触しない。

問 17 裁判上の自白に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 報告証書の成立の真正についての自白は、裁判所に対する拘束力を有しない。
- 2 間接事実についての自白は、裁判所に対する拘束力を有する
- 3 法の解釈についての自白は、裁判所に対する拘束力は有しないが、自白をした当事者に対する拘束力は有する。
- 4 口頭弁論とは異なり、弁論準備手続では、当事者が相手方の主張した主要事実を争うことを明らかにしない場合であっても、その事実を自白したものとみなされることはない。
- 5 主張責任を負わない当事者が主張する主要事実を、相手方援用した場合には、自白は成立しない。

問 18 訴訟参加に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 詐害防止参加の申出をする者は、自己の請求を定立する必要はない。
- 2 権利主張参加の許否は、決定で裁判しなければならない。
- 3 係属中の訴訟の請求について当事者適格を有しない者は、当該訴訟に共同訴訟参加することはできない。
- 4 補助参加の申出に対して、被参加人の相手方は異議を述べることができない。
- 5 訴訟告知を受けた者は、訴訟告知をした当事者の相手方には補助参加することはできない。

問 19 X が Y に対して、売買代金請求を主位的請求、売買契約の無効を前提とする売買目的物の返還請求を予備的請求として訴えを提起した。第一審では主位的請求が認容され、Y が控訴した。この場合に、次の 1 から 5 までの記述のうち、判例に照らして正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 X には控訴の利益がないので、附帯控訴によって請求の拡張をすることができない。
- 2 控訴審で控訴を棄却する判決が確定する場合、予備的請求の不存在についても既判力によって確定される。
- 3 控訴審で第一審判決を取り消す場合には、予備的請求について審級の利益を確保するため、第一審に差し戻す必要がある。
- 4 控訴審が予備的請求を認容する判決を言い渡し、Y のみが上告し、X が上告も附帯上告もしない場合、主位的請求は上告審に移審しない。
- 5 控訴審が予備的請求を認容する判決を言い渡し、Y のみが上告し、X が上告も附帯上告もしない場合、上告審が原判決を破棄して原審に差し戻すことができるのは、予備的請求についてのみである。

問 20 多数当事者訴訟の審判に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 X が、株式会社 Y に対して、Y の代表取締役 Z が振り出した約束手形について手形金請求の訴えを提起したところ、Z が Y 側に補助参加した場合、Y が上訴権を放棄したときは、Z は、Y のために上訴を有効にすることができない。
- 2 株主 X1 が、株式会社 Y に対して、株主総会決議取消しの訴えを提起したところ、提訴期間経過前に、株主 X2 が共同訴訟人として X1 側に参加した場合、X2 は、単独で自白を有効にすることができる。
- 3 X1 が、Y に対して所有権に基づき動産甲の引渡しを求める訴えを提起したところ、X2 も、自分が甲の所有者であるとして、Y に対して甲の引渡しを求める訴えを提起し、X1 の Y に対する上記訴訟と併合された場合、X2 は、単独で請求の放棄を有効にすることができる。
- 4 X が、Y に対して所有権に基づき動産甲の引渡しを求める訴えを提起したところ、Z も、自分が甲の所有者であるとして、X に対する甲の所有権確認請求、Y に対する甲の引渡し請求を定立して独立当事者参加をした場合、Y は、Z との関係において、X に対する請求の認諾を有効にすることができない。
- 5 X が、工作物の占有者 Y1 および当該工作物の所有者 Y2 に対して、それぞれ工作物の瑕疵に基づく損害賠償請求の訴えを提起するとともに、同時審判の申出をした場合、Y1 は、単独で自白を有効にすることができる。

以 上

【刑事訴訟法】

第1問 GPS捜査(車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する刑事手続上の捜査)に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア GPS捜査は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に密かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。

イ GPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分にあたる。

ウ GPS捜査は、現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情があると認められるから、令状がなくても行うことができる。

エ GPS捜査は、情報機器の画面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点において刑事訴訟法上の検証と同様の性質を有するから、検証許可状の発付を受ければ行うことができる。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第2問 次のアからエまでの各手続のうち、その手続に関して裁判官の裁判が必要となるものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 私人が殺人を犯した者を現行犯逮捕する場合

イ 検察官が、殺人を犯したことを疑うに足る十分な理由がある者を緊急逮捕する場合

ウ 検察官が、逮捕状に基づき逮捕された者を司法警察員から受け取った後、勾留請求することなく釈放する場合

エ 殺人の事実で勾留中に起訴された者を引き続き同じ事実で勾留する場合

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第3問 告訴に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 告訴とは、被害者その他告訴権を有する一定の者が捜査機関に対して犯罪事実を申告することであり、必ずしも犯人の処罰を求める意思表示を要しない。

イ 被害者の親族は常に告訴をすることができる。

ウ 告訴は告訴状を提出して行う必要がある。

エ 告訴はいつでも取り消すことができる。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第4問 逮捕に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 司法巡査は、通常逮捕の逮捕状を請求することができる。

イ 司法巡査は、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。

ウ 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕の着手に先立って必ず逮捕状を被疑者に示さなければならない。

エ 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で無令状で差押えをすることができる。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第5問 次のアからエまでの各手続のうち、被疑者の勾留及び被告人の勾留のいずれについても刑事訴訟法上認められるものは、幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 勾留理由開示

イ 検察官による勾留請求

ウ 保釈

エ 勾留の執行停止

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第6問 捜査機関による搜索差押えに関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 搜索差押許可状には、被疑事実の要旨を記載しなければならない。

イ 搜索差押えを行う場合には、弁護人を立ち合わせなければならない。

ウ パソコンを差し押さえるには、その記録媒体に記録された電磁的記録の内容を必ず確認しなければならない。

エ 証拠物について、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えを行うことができるのは、逮捕に着手した後に限られる。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第7問 次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、「逮捕の現場」における令状によらない搜索差押えが認められている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する学生AないしDの【発言】のうち、誤った発言をしている学生の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

Ⅰ 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いので、合理的な証拠収集手段として認められる。

Ⅱ 逮捕者の身体の安全を図る必要があり、また、被逮捕者による証拠の隠滅を防ぐ必要があるために認められる。

【発言】

学生A：見解Ⅰに立つと、被逮捕者の身体を捜索する場合、被逮捕者を逮捕した現場で直ちに捜索を実施することが適当でないときであっても、捜索の実施に適する最寄りの場所まで連行して捜索することはできないことになるね。

学生B：見解Ⅰに立つと、「逮捕の現場」とは逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ範囲内の場所と考えることができるね。

学生C：見解Ⅱに立つと、「逮捕の現場」とは被逮捕者の手が届くなどの被逮捕者の事実的支配が及ぶ範囲内の場所と考えることができるね。

学生D：見解Ⅱは、逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性はないと考えているのだね。

1 AB 2 AC 3 AD 4 BC 5 CD

第8問 公判前整理手続に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 裁判所は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件については、公判前整理手続に付す必要がある。

イ 公判前整理手続期日に被告人が出頭しないときは、その手続を行うことができない。

ウ 公判前整理手続においては、証拠調べの請求をさせるだけではなく、証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすることができる。

エ 公判前整理手続においては、検察官は訴因の変更を請求することができない。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第9問 次のアからオまでの各記述は、第一審の公判期日における手続であるが、そのうち冒頭手続において行われるものを選び出した上、その進行順序に従って並べた場合、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 起訴状朗読

イ 検察官による冒頭陳述

ウ 人定質問

エ 被告人及び弁護人による被告事件についての陳述

オ 黙秘権等の告知

1 アイウオ 2 アウオエ 3 ウアエオ 4 ウアオエ 5 ウアイオ

第10問 第一審の被告人質問に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

ア 被告人質問を実施するためには証拠調べの請求や決定は不要である。

イ 被告人質問は他の証拠が全て取り調べられた後に実施されなければならない。

ウ 被告人質問においては、まず弁護人が質問し、次に検察官が質問するという順番による必要がある。

エ 被告人は、供述を拒む場合には、理由を述べなければならない。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第11問 裁判員裁判に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。
後記1から5までのうちから選びなさい。

- ア 裁判員の参加する合議体の構成は、原則として、裁判官3人、裁判員6人である。
 - イ 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、法令の解釈に係る判断も行う。
 - ウ 裁判員の選任手続は公開される。
 - エ 裁判員裁判により言い渡された判決については、控訴することができない。
- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第12問 次の【記述】は、訴因変更の要否に関する最高裁判所の決定からの引用である。

【記述】中の〈①〉から〈④〉までに語句を入れた場合、【記述】の内容が適切となる語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【記述】

殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものといえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすとしても、〈①〉という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、〈②〉にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、〈③〉などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、〈④〉と認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではないと解すべきである。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | ①審判範囲の画定 | ②被告人の防御 |
| | ③争点の明確化 | ④他の犯罪事実との識別が可能である |
| 2 | ①審判範囲の画定 | ②被告人の防御 |
| | ③争点の明確化 | ④被告人に不意打ちを与えるものではない |
| 3 | ①審判範囲の画定 | ②被告人の防御 |
| | ③他の犯罪事実との識別 | ④他の犯罪事実との識別が可能である |
| 4 | ①被告人の防御 | ②審判範囲の画定 |
| | ③争点の明確化 | ④被告人に不意打ちを与えるものではない |
| 5 | ①被告人の防御 | ②審判範囲の画定 |
| | ③他の犯罪事実との識別 | ④他の犯罪事実との識別が可能である |

第13問 次の【見解】を前提とした場合、後記アからエまでの【記述】のうち、厳格な証明を要する事実として正しいものの個数は、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調べを経た証拠による証明（厳格な証明）を要する。

【記述】

- ア 強盗事件における、被告人が争っていない暴行事実
 - イ 共謀共同正犯における共謀の事実
 - ウ 累犯前科
 - エ 勾留の要件である被告人が定まった住居を有しない事実
- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第14問 伝聞証拠に関する次のアからエまでの各組合せのうち、①と②とで証拠とすることができる要件に差異のない書面の組合せが記載されたものの個数は、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア ①司法警察員の面前における被害者の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
②検察官の面前における被害者の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
 - イ ①司法警察員の面前における被告人の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
②検察官の面前における被告人の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
 - ウ ①司法警察員が作成した検証調書
②司法警察員が作成した実況見分調書
 - エ ①裁判所から鑑定を命じられた鑑定人が作成した鑑定書
②司法警察員から鑑定の嘱託を受けた者が作成した鑑定書
- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第15問 次のアからエまでの裁判又は処分のうち、準抗告の対象となるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 裁判官が行った逮捕状を発付する裁判
 - イ 検察官が行った被疑者とその弁護人との接見の日時の指定
 - ウ 司法警察員が行った捜索
 - エ 司法巡査が行った差押え
- 1 アイ 2 アウ 3 アエ 4 イウ 5 イエ

以上